

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人三島医療圏ヘルスケアネット

代表理事：大西 恭子

所在地：大阪府高槻市南平台五丁目 18 番 10 号

医療連携推進地域：三島二次医療圏（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）

医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された当該法人は策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■三島保健医療協議会の意見聴取について

令和 6 年 1 月 25 日に開催された大阪府三島医療・病床懇話会において、一般社団法人三島医療圏ヘルスケアネットから認定申請について説明を行いました。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

■意見について

一般社団法人三島医療圏ヘルスケアネットの「医療連携推進方針」について同意の賛否（同意の条件を含む。）について、お伺いします。